

1. 件名：九州電力株式会社との面談

2. 日時：令和4年4月11日（月）15：05～15：45

3. 場所：原子力規制庁9階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 実用炉審査部門 関企画調査官、澤田管理官補佐、西内安全審査官、佐藤係長
専門検査部門 上田企画調査官、宮崎企画調査官
実用炉監視部門 小野上級原子炉解析専門官
原子力規制企画課 村上課長補佐、斎藤課長補佐、加藤係長

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力技術部長、他10名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨：

○九州電力株式会社から、発電用原子炉施設の設置変更許可等の手続について、配付資料に基づき説明を受けた。また、燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t の燃料体を取替燃料としている炉心で 48,000MWd/t の燃料体を装荷するに当たり、法令適用事前確認手続又は発電用原子炉の設置変更許可申請を考えていると説明があった。

○原子力規制庁から、現在の設置許可申請書において第 22 領域以降は 55,000MWd/t の取替燃料を装荷するとしているが、48,000MWd/t の燃料体を装荷可能とする根拠を説明するように伝えた。

○原子力規制庁から、使用前事業者検査について、現在組み上がっている燃料体に対して各工程ごとに検査を行うのが難しいというのは理解しているが、事業者としてどのような確認が必要か、また、過去に取得している検査のデータをどのように活用していくのか設計及び工事の計画の認可の中で明らかにした上で、検査をすることが必要であると考えている旨伝えた。

○九州電力株式会社から、本日の面談を踏まえ、対応していく旨の発言があった。

6. 配付資料：

資料 1 燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t の燃料体を取替燃料としている炉心の 48,000MWd/t の燃料体併用に係る発電用原子炉設置変更許可申請書での取扱いについて

資料 2 2020 年 4 月の検査制度見直しに伴う法令改正前に製造・検査された燃料体について、新たに設計及び工事の計画認可を取得する場合の使用前事業者検査について

以上